

事 務 連 絡

平成27年10月13日

各厚生労働大臣認可水道事業者 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部水道課

水道メーターの適切な使用について（再周知）

水道行政の推進につきましては、平素よりご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、別紙「水道メーターの適切な使用について」（平成20年9月19日事務連絡）において、計量法（平成4年法律第51号）による水道メーターの利用に係る規制の周知と適切な使用について注意喚起してきたところですが、今般、ある水道事業者において、水道メーターの適切な交換がなされず、計量法に規定された検定等の有効期間を過ぎた水道メーターが使用されている事例がありました。本件は、計量法による水道メーターの利用に係る規制についての認識の誤り、不足等から発生したと考えられます。

つきましては、水道メーターの適切な使用について、改めて確認、徹底をお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部水道課

給水装置係

電話 03(5253)1111(内線4033)

事 務 連 絡

平成20年9月19日

各厚生労働大臣認可水道事業者 御中

厚生労働省健康局水道課

水道メーターの適切な使用について

日頃から水道行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、経済産業省産業技術環境局知的基盤課計量行政室から以下のような情報提供がありました。

- このところ計量法（平成4年法律第51号）に規定された検定等の有効期間を過ぎた水道メーターの使用が判明した事例が度々発生していること。
- 水道メーターについて年度ごとにまとめて取り替え等を行っている場合に、検定等の有効期間の満了の月が一定ではないことから、取り替え等の時まで一部の水道メーターが検定等の有効期間を過ぎていた事例などがあること。

計量法の規定では検定等の有効期間を過ぎた特定計量器は取引における計量に使用してはならないとされており、水道メーターについてもこの規定の対象とされています。（「計量法による水道メーターの利用に係る規制について」経済産業省産業技術環境局知的基盤課計量行政室作成 参照。）

つきましては、水道メーターについて適切に使用するよう、改めて確認をお願いします。

【問い合わせ先】

厚生労働省健康局水道課給水装置係

電話 03(5253)1111（内線4009）

計量法による水道メーターの利用に係る規制について

平成20年9月

計量行政室

水道メーターを含む特定計量器を用いて取引・証明をする場合には、検定証印又は基準適合証印が付された特定計量器を利用しなければなりません。また、特定計量器の種類によっては、検定証印及び基準適合証印の有効期限が定められており、この期限内のものを利用しなくてはなりません。(法第16条第1項)

- ※ 「取引」については、法第2条第1項で「有償であると無償であることを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為」と定義されています。
- ※ 特定計量器については、法第2条第4号及び施行令第2条で定義されており、「水道メーターのうち、口径が三百五十ミリメートル以下のもの」が含まれています。
- ※ 法第72条第2項及び施行令第18条で検定証印の有効期限が定められており、水道メーターの有効期限は8年とされています。基準適合証印の有効期限についても、同項が引用されています。(法第96条第2項)
- ※ 検定証印とは、経済産業大臣、都道府県知事等が行う検定を受け、これに合格した特定計量器に付される表示です。(法第16条第1項第2号イ、第70条から第72条)
- ※ 基準適合証印とは、工場又は事業場における品質管理の方法について都道府県等の行う検査を受け、これに基づいて大臣から指定を受けた製造事業者が製造し、省令の基準等に基づく自主検査を行って合格した特定計量器に付される表示です。(法第16条第1項第2号ロ、第91条、第95条、第96条)
- ※ これに違反すると、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされています。(法第172条第1号)